

別表 1-1 (相談窓口) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業

| 創業支援等事業の目標 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市長期総合計画及び清瀬市商工振興計画に掲げる総合的に取り組む「商工業の振興」において、起業に必要な支援を行うこととしており、これを実現するため創業支援の連携体制を強化する。 ・清瀬市においては、各支援機関により個別に創業支援を実施してきたが、本計画により、この取組を強化及び体制整備を行い、清瀬市が中心となり商工会や各支援機関が連携することで、年間2件の創業の実現を目指す。 ・令和7年から令和12年にかけて、創業希望者に対して、窓口相談、創業セミナー等による支援を実施する。 ・支援対象者数20件 創業者数2件 ※令和5年度産業振興課窓口相談件数 10件、商工会窓口相談件数 33件 (連携事業ごとの支援対象者数の合計が人口の約0.1%程度を努力目標数値とする) |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>【窓口業務】 (既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所内に創業支援のワンストップ窓口を設置する。相談者に対し窓口相談を行い、相談者の方のニーズに応じて、本計画の事業を紹介するとともに、適切な窓口へ誘導する。 ・窓口では、当市の他に東京都や国の支援施策を一覧にまとめたものを紹介。また、市内支援機関をまとめたものを窓口またはホームページで紹介できるようにする。 <p>【各連携機関の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩信用金庫 特定創業支援等事業及び創業支援に必要な事業の実施。 ・清瀬商工会 経営相談等の個別の相談、特定創業支援等事業及び創業支援に必要な事業の実施。 ・日本政策金融公庫 定例相談会の実施。 <p>【創業支援機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各支援機関が支援を行った創業希望者の情報に対し、創業希望者の同意を得て、守秘義務に十分に配慮しながら、市が情報集約を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには創業希望者の特定創業支援等事業の進捗状況がわかるようにし、創業実現まで支援できるようにする。 <p>【特定創業支援等事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が連携している各支援機関が1ヵ月以上にわたり4回以上実施し、経営・財務・人材育成・販路開拓に関する専門家のアドバイスをそれぞれ受け、創業支援カルテでその旨が確認できた者に対し、市が証明書を発行する。 <p>【各事業の共通項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況は市が把握することとする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対し、その後の創業の有無等を支援機関とも連携しながら確認していく。 ・創業後も各支援機関等と連携し、フォローアップ等の支援を継続していく。成功事例に関し |

てはホームページ等で掲載し周知を図る。

- また、公序良俗を害する恐れのある創業希望者については、創業支援等事業を行わない。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- 清瀬市産業振興課に担当者を配置し、窓口相談に応じる。また、必要に応じ、支援機関へ案内をする。各支援機関と連携した事業をチラシや市ホームページ等を用いて創業希望者に対し周知を図る。
- 相談者の氏名、性別、年齢、相談内容等が確認できる名簿を作成し、相談者の進捗状況等を把握する。
- 必要な予算については、市が充てることとする。
- 各支援機関が支援を行った创业者の情報に関して、個人情報保護に配慮しながら名簿等を作成し、各支援機関と共有を図る。
- 関係機関担当者との連携を密にするため、必要に応じて連絡会を開催し、情報共有を行う。

計画期間

平成28年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については令和6年6月25日～令和12年3月31日

※本計画変更に係る特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる

別表 2-1 (個別相談) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要 |
|--|
| (1) 氏名又は名称 清瀬商工会 (2) 住所 東京都清瀬市元町1-2-11 アミュービル5階 (3) 代表者の氏名 会長 内野 光裕 (4) 連絡先 TEL 042-491-6648 FAX 042-491-8848 |
| 創業支援等事業の目標 |
| ・特定創業支援等事業として実施する事業の補完の役割を担う個別指導及び相談を行う。また、創業時に必要な情報提供を行う。 ・令和5年度窓口相談件数33件 商工会加入件数26件の内、創業から3ヶ月以内での加入件数 7件 年間に30件の相談を受け、その内6件の創業を目標とする。(2割目標) |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 |
| (1) 創業支援等事業の内容 【個別相談】(既存・特定創業支援等事業) ・商工会職員又は専門家が個別相談を実施し、創業者自身の現在の状況と今後の事業計画性を確認する。また、希望する業界の現状や環境を配慮・確認した上で、創業塾等を通して知識・スキルの向上を図る。 ・職員が創業計画書の作成に係るアドバイスを行い、創業に関する計画策定の伴走型支援を行う。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・窓口に職員を配置し、創業に関する相談等の対応を行う。商工会が実施している金融相談会等の紹介及び個別相談会を実施する。 ・相談等を受けた者については、氏名・住所・連絡先・創業予定内容・創業予定時期・創業予定場所等を記載した名簿を作成する。また、相談後の創業計画の進捗について記録をし、清瀬市へ報告する。 ・清瀬市及び創業支援等事業者は、必要に応じて窓口等に来た相談者に対し案内をする。 |
| 計画期間 |
| 平成28年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については令和6年6月25日～令和12年3月31日 ※本計画変更に係る特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる |

別表 2-2 (個別相談支援) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要 | |
|---|---|
| (1) 氏名又は名称： | 多摩信用金庫 |
| (2) 住所： | 東京都立川市緑町3番地の4 |
| (3) 代表者の氏名： | 理事長 金井 雅彦 |
| (4) 連絡先： | 価値創造事業部 法人支援グループ 創業支援担当 東京都立川市緑町3番地の4 6F 電話番号 042-526-7766 F A X 042-528-0940 |
| 創業支援等事業の目標 | |
| ◆創業相談者数： | 200人/年度 ※多摩地域及びその周辺相談数 (広域事業) 多摩地域及びその周辺： 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、相模原市、所沢市 |
| ◆創業率： | 相談者のうち20%以上の創業者の創出を目指す。 |
| ◆年間目標 (多摩地域及びその周辺) | ・創業支援対象者数：200人 ・創業者数：40人 |
| ◆年間目標 (清瀬市) | ・創業支援対象者数：4人 ・創業者数：2人 ※清瀬市人口 (7.5万人)、多摩地域人口 (430万人) 人口割合 (1.8%) |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 | |
| (1) 創業支援等事業の内容「個別相談支援」 (既存) (特定創業支援等事業) | <ul style="list-style-type: none"> ・「たましん創業個別相談」として多摩信用金庫のインキュベーションマネージャー (創業支援担当職員) が1時間程度無料の個別相談を実施する。 ・「課題解決プラットフォーム TAMA」の専門家が多摩信用金庫本部などで随時、1～2時間程度無料で課題や相談を聞き、内容に応じ対応方法をアドバイスする。 ・上記相談事業のうち、インキュベーションマネージャー・コーディネーター・専門家のアドバイスを1ヵ月以上にわたって継続的に4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓を全て学習させる事業を「特定創業支援等事業」とし、その後も事業進捗をフォローする。 ・インキュベーションマネージャー・コーディネーター・専門家のアドバイスを1ヵ月以上にわたって継続的に4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓を全て身に着けた (セミナー・創業塾を合わせても可) 者を「特定創業支援等事業を受けた者」とする。 |
| (2) 創業支援等事業等の実施方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・多摩信用金庫のインキュベーションマネージャー、専門家により相談、アドバイスを実施する。 ・実施会場は多摩信用金庫本店・本部棟、me:rise 立川及び多摩信用金庫本支店等とする。 ・創業相談事業を受けた者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、清瀬市からの照会に応じる。 ・清瀬市は当該事業において、相談希望者を創業相談事業に案内し、本広域事業の広報を行う。 ・個人情報の管理については、内規により適切に管理する。 |
| 計画期間 | |
| 平成28年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については令和6年6月25日～令和12年3月31日 | |

※本計画変更に係る特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14
回認定日以降の申請が対象となる

別表2-3 (セミナー・交流会実施)【既存・特定創業支援等事業】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要 | |
|---|---|
| (1) 氏名又は名称： | 多摩信用金庫 |
| (2) 住所： | 東京都立川市緑町3番地の4 |
| (3) 代表者の氏名： | 理事長 金井 雅彦 |
| (4) 連絡先： | 価値創造事業部 法人支援グループ 創業支援担当 東京都立川市緑町3番地の4 6F 電話番号 042-526-7766 F A X 042-528-0940 |
| 創業支援等事業の目標 | |
| ◆セミナー・イベントの開催：20回程度※多摩地域及びその周辺で開催（広域事業） 多摩地域及びその周辺： | |
| 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、相模原市、所沢市 | |
| ◆対象者： | 創業予定者及び創業間もない方 |
| ◆創業率： | セミナー・イベント参加者のうち20%程度。 |
| ◆年間目標（多摩地域及びその周辺全体単年度目標数） | ・創業支援対象者数：100人 ・創業数：20人 |
| ◆年間目標（清瀬市） | ・創業支援対象者数：2名 ・創業者数：1名 ※清瀬市人口（7.5万人）、多摩地域人口（430万人）人口割合（1.8%） |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 | |
| (1) 創業支援等事業の内容（セミナー・交流会実施）【既存・特定創業支援等事業】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・多摩信用金庫と創業支援機関（自治体含む）が連携し、創業者に対して、経営ノウハウ（経営、財務、人材育成、販路開拓）を身につけるセミナー・交流会を開催する。 ・多摩地域及びその周辺に住んでいる方もしくは、多摩地域及びその周辺で創業を予定している方であれば、どのセミナー・交流会へ参加しても良い。 ・1年間かけて20回程度継続的に開催されるセミナー・交流会であり、各セミナー・交流会ごとに経営、財務、人材育成、販路開拓等のテーマを決めて開催し、各テーマのセミナーをもれなく1回以上（合計4回以上）1ヵ月間にわたって学習させる事業を「特定創業支援等事業」とし、その後の事業進捗をフォローする。 ・経営、財務、人材育成、販路開拓の各テーマのセミナーをもれなく1回以上（合計4回以上）1ヵ月間にわたって学習したものを「特定創業支援等事業を受けた者」とする。個別相談や創業塾と組み合わせても可とする。 | |
| 例)「たましん創業ステップアップセミナー」 | |
| 会場：me:rise 立川 | |
| 内容：創業計画書の作成・創業期の資金調達のポイント | |
| 開催頻度：月2回程度 | |
| 特定創業支援等事業について： | |
| 「経営」・「財務」に該当するセミナーを受講後、2回以上の個別相談を実施し、「人材育成」「販路開拓」を含む知識の習得を目指す。 | |

実施する者の概要

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・年間 20 回程度開催。
- ・内容に応じて、多摩地域の創業支援機関（自治体含む）と共催で実施する。
- ・受講者の氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、清瀬市からの照会に応じる。
- ・清瀬市は当該事業において、窓口などに来た相談者をセミナー・交流会事業に案内し、本広域事業の広報を行う。
- ・個人情報については、内規により適切に管理する。

計画期間

平成28年 4 月1日～令和12年3月31日

変更箇所については令和6年6月25日～令和12年3月31日

※本計画変更に係る特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14
回認定日以降の申請が対象となる

別表2-4（創業塾）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要 | |
|---|---|
| (1) 氏名又は名称： | 多摩信用金庫 |
| (2) 住所： | 東京都立川市緑町3番地の4 |
| (3) 代表者の氏名： | 理事長 金井 雅彦 |
| (4) 連絡先： | 価値創造事業部 法人支援グループ 創業支援担当 東京都立川市緑町3番地の4 6F 電話番号 042-526-7766 F A X 042-528-0940 |
| <p>◆創業塾の開催： 10回程度/年度 ※多摩地域及びその周辺で開催（広域事業） 多摩地域及びその周辺： 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、相模原市、所沢市</p> <p>◆対象者： 創業予定者、及び創業間もない方</p> <p>◆創業率： 創業塾参加者のうち20%程度。</p> <p>◆年間目標（多摩地域及びその周辺全体）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数：50人 ・創業数：10人 <p>◆年間目標（清瀬市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数：1人 ・創業者数：1人 <p>※清瀬市人口（7.5万人）、多摩地域人口（430万人）人口割合（1.8%）</p> | |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 | |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容（創業塾事業）【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩信用金庫と創業支援機関（自治体含む）が連携し、創業者に対して、経営ノウハウ（経営、財務、人材育成、販路開拓等）を身につける創業塾を開催する。 ・創業塾を年間10回程度開催し、1回の創業塾は1週間に1日程度で4週間（4回）以上の開催とし、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を全て習得できる事業を特定創業支援等事業とし、その後も事業進捗をフォローする。 ・創業塾へは、多摩地域及びその周辺に住んでいる方もしくは、多摩地域及びその周辺で創業を予定している方であれば、どの創業塾へ参加しても良い。 ・創業塾の全カリキュラムを修了した者を「特定創業支援等事業を受けた者」とする。欠席した場合は、個別相談やセミナーとの組み合わせで補講可能とする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容に応じて、多摩地域の創業支援機関（自治体含む）と共催で実施する。 ・受講者の氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、清瀬市からの照会に応じる。 ・清瀬市は当該事業において、窓口などに来た相談者を創業塾事業に案内し、本広域事業の広報を行う。 ・個人情報については、内規により適切に管理する。 | |
| 計画期間 | |
| <p>平成28年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については令和6年6月25日～令和12年3月31日 ※本計画変更に係る特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる</p> | |

別表2-5（創業塾）【新規・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要 |
|--|
| <p>(1) 氏名又は名称 清瀬商工会</p> <p>(2) 住所 東京都清瀬市元町1-2-11 アミュービル5階</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 内野 光裕</p> <p>(4) 連絡先 TEL 042-491-6648 FAX 042-491-8848</p> |
| 創業支援等事業の目標 |
| <p>◆創業塾の開催： 3回 ※多摩地域及び島しょ地域（広域事業）</p> <p>◆対象者： 創業予定者、及び創業間もない方</p> <p>◆定員： 各回30名程度（90名程度/年間）</p> <p>◆創業率： 参加者のうち20%以上の創業者の創出を目指す。</p> <p>◆多摩地域全体単年度目標数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数：90人 ・創業数：20人 <p>◆清瀬市単年度目標数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数：2人 ・創業者数：1人 <p>※清瀬市人口（7.5万人）、多摩地域人口（430万人）人口割合（1.8%）</p> |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容（創業塾）【新規・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会が、創業者に対して、経営ノウハウ（経営、財務、人材育成、販路開拓等）を身につける創業塾を開催する。 ・創業塾を年間3回程度開催し、1回の創業塾は1週間に1日程度で4週間（4回）以上の開催とし、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を全て習得できる事業を特定創業支援等事業とし、その後も事業進捗をフォローする。 ・事業進捗のフォローアップに関しては、創業塾フォローアップ講座を実施し、個別相談を行っていく。 ・創業塾の全カリキュラムを修了した者を「特定創業支援等事業を受けた者」とする。欠席した場合は、個別相談やセミナーで補うことができることとする。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間3回程度、期間8月～2月頃に各々実施。 ・創業塾を受けた者については、欠席があった場合には、商工会が実施する該当科目の個別相談等に参加することによってカリキュラムを補うことができる。 ・清瀬市は、清瀬市外で創業塾を受けた者についても、清瀬市内で創業を希望する者に対しては、商工会に照会をしたうえで、証明書を発行する。修了証を持参して市役所に来庁した者に関しても同様の扱いとする。 ・清瀬市は当該事業において、窓口などに来た相談者を創業塾事業に案内し、本広域事業の広報を行う。 ・個人情報については、内規により適切に管理し、公開出来る範囲で市もしくは各連携支援機関と情報共有していく。 |
| 計画期間 |
| <p>令和6年6月25日～令和12年3月31日</p> <p>※本計画変更に係る特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる</p> |

別表2-6 【創業相談事業】（既存）

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要 |
|---|
| (1) 氏名又は名称 株式会社日本政策金融公庫 (2) 住所 東京都千代田区大手町1-9-4 (3) 代表者の氏名 総裁 田中 一穂 (4) 連絡先 三鷹支店 融資第二課長 宮本 大資 電話番号 0422-43-1151 FAX番号 0422-49-2302 |
| 創業支援等事業の目標 |
| 定例相談会の開催 清瀬市内での創業を希望する方が、計画性を持った円滑な事業の開始ができることを目的に、清瀬商工会と共催による定例相談会を開催する。 令和5年度開催実績 定例相談会 年12回実施 実績 10名 他に随時、公庫三鷹支店相談窓口および東京ビジネスサポートプラザで創業相談を実施する。 参加者は昨年度と同等。清瀬商工会との連携により事業計画策定等にかかるアドバイスを実施していく。 目標：創業相談者12名、創業者数3名（過去の実績より参加者数の3割程度の見込み） |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 |
| (1) 創業支援等事業の内容 日本政策金融公庫三鷹支店の地区担当者が1時間程度の無料の個別相談を清瀬商工会または日本政策金融公庫の相談窓口（平日は公庫三鷹支店、土日は東京ビジネスサポートプラザ）で実施する。個別相談後の事業計画策定のブラッシュアップ、創業にかかる情報提供を通じ、創業予定者の円滑な事業の開始を支援する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 定例相談会 月1回（予約制） 1名あたり1時間程度 定員2～3名 ※受付時間は予約の人数に応じて ・清瀬商工会の会報等に開催記事を掲載し募集を行う。 ・公庫三鷹支店の地区担当者が地域の創業支援機関等に開催の周知を行う。 ・個人情報情報は内規により適切に管理する。 |
| 計画期間 |
| 平成28年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については令和6年6月25日～令和12年3月31日 |